

イージス・アショアの適地調査に係る防衛省による説明

秋田県総務部総務課

- 1 日 時
平成30年10月18日（木） 15:30～16:30
- 2 場 所
秋田県庁特別会議室
- 3 説明者
深澤審議官、伊藤東北防衛局長 ほか
- 4 応対者
佐竹知事、鶴田県議会議長、堀井副知事
- 5 発言内容

（深澤審議官）

説明資料に基づき説明

（知事）

大臣も変わられて無事就任し、基本的な方針について変わりはないということであり
ます。ただ、SM3ブロックⅡAの実験が、また来週以降ハワイで行われるという報道
もございます。それが成功するかどうかというのも一つあると思います。成功するかど
うか別にして、これが場合によって成功したとして、それが最終なのかどうか分かりま
せんが、万が一上手くいかなかったら、若干ずれるという可能性もあるということとし
ょうか。

（審議官）

報道されていた試験ですけれども、それは米国が実施するミサイルとイージスシステ
ムの連結を確認するための総合試験であるという風に認識をしております、米国側の
試験でありますので、発射試験の時期だとか具体的な内容については、アメリカとの関
係があるのでお答えができない状況です。

（知事）

そうしたら、いずれSM3ブロックⅡAの完全な完成形には至ってないという認識だ
と私はそう思うんですけれど、そこはどう思いますか。

(審議官)

SM3ブロックIIAについては、平成28年12月に量産段階に移行しております。平成29年度予算以降、随時それに係る予算を計上してきておりまして、31年度の概算要求でも必要額を計上しております。今は、量産段階に移行しているところでございます。

(知事)

量産段階だとしても米軍ですから内容がよく分からない。いずれあの状況で、後は実験というのはないんですか。

(審議官)

報道されていたようなその試験、同種の試験については積極的に今後も数回繰り返されるということを承知しておりまして、我が国としても米軍に引き続き協力をして、必要に応じて量産品の仕様は改善をするとか、より信頼性の高い装備品が納入されるように日米で別々に注文していきたいと考えております。

(知事)

あと非常に基本的な問題ですけれども、今の状況では米朝会談があったとしても、北朝鮮の核の放棄や緩和がどうなるか確実にはなってないですし、これは仮の話で、この種の話は政務三役以上でないと、政治問題ですから答えることはできないと思いますけど。いずれ一般的に、仮にこの準備中に米朝会談、或いは安倍総理も北朝鮮と接触したいと、そういう中で、非常に北朝鮮との緊張緩和が相当確実な状況になった時にどうなるか。多分、皆さん方の権限では答えることはできないと思う。一般論からすると、緊張緩和が本当にあって国際的にそういう状況になった時に、そのままやるとすると、最初の状況が、前提条件が崩れますから、これを例えば変更するとか、或いはそのままやるとすると、別の理由が必要になるんですね。その時にはまた、北朝鮮でないという、もしこのまま実行するとしたら、もう一回そもそも論のところでは地元への説明というのは必要になると思うんです。これをぜひ、政務三役にお伝えしたいと思います。どうなるかは分かりませんから今からどうとは言えないんですけど。少なくとも米朝会談が行われ、誰が見ても一般論として脅威が非常に薄らいだという時に、無駄な投資、あるいは逆に言えば、やるにしても別の使い方があると思うんです。レーダーはレーダーで使えますから。SM3ブロックIIAを、逆に言えばイージス艦に全部入れると良いんですよね。だから良いというわけではありませんが、例えば非常に北朝鮮と緊張関係があって、我が国を守るために一定のリスクが地域にあったとしても、地域に対する万全の安全措置を行った場合は、非常に緊張状態が続いていると地元でも理解する人もいると思うんです。ただ、これはそもそも論が崩れると、それでは誰も理解しないんです。ですから、今はまだ緊張緩和になっていませんから。もしも万が一、途中でそうなった場合にどうするのかというのは、やっぱりそこはある程度考えておくべきだと思います。

うんですよ。

もう一つ調査結果、電波と地質の調査、これが全部終わるのは3月ですけども、地質或いは電波の状況によって、配備の位置がいろんな組み合わせがあって、その配備のそれも3月には出るんですか。

(審議官)

先程少しご説明いたしましたけれども、その電波環境調査だとか、地質測量調査だとか、施設の配置については業者に委託してやっていますから、それが年度末くらいに答えが揃ってくると。そして出揃ってきたものを防衛省としてそれを取りまとめて分析をして、実際に新屋演習場にイービス・アショアを配備するか否か総合的に検討をいたしますので、それには一定の時間が掛かると考えています。防衛省におけるその検討が終わった後に説明させていただきたいと考えております。

(知事)

あとやはり、それ以上の中身は結果が出ないと何とも言えませんが、いずれ、前から調査というのは、100%とはいかなくとも、住民の安全・安心、そのための防護措置、こういうものはやっぱり具体的にどういう状況にするか、これが最終的に調査の結果として、これも配備計画に付加した時にどうなるのか。先ほど言ったとおり、電波の防護指針に従ってやれば安全だという。これは法律ですからそれは当たり前です。万が一、何かの操作ミス、或いは何かの別の状況が生じた時に、それが地域住民は心配。前に言ったとおり、道路交通法があれば事故は無いのかというところありますよ。ですから、高速道路の1車線、あれは無いという前提で普通のプラスチックのポール、あれをやっぱり事故があるからハードの柵に変える、それと同じなんです。防護指針があるからということでそれは良いですけども、万が一の時に、住民はそれを心配しているんですよ。ですからそこを微に入り細に入り、住民の心配、これを本当に納得いくまでそういういろんな防護措置、これを一緒に調査の結果と同時にということでなくとも、いずれそういうものは最終的にどうなのかという、そこは鍵なんです。ただ、その前に前提条件これが崩れると、県としても前提条件が全く崩れたものだったら、こういう交渉すら虚しくなるんです。ですから、そこは政務三役にしっかり伝えてもらいたい。

(審議官)

保安距離と緩衝地帯の話ですが、知事からこれまでいろいろご指摘をいただいております、我々もそういったことを真摯に受け止めて、これからの検討に活かしていくことになっております。具体的には先ほどちょっとご説明いたしましたけれども、電波の人体への影響とか、これはその電波防護指針を満たすと、これは当然のことです。また、ミサイル発射時に生じる噴煙とか衝撃による影響を考慮して、そうしたことの影響が無いように保安距離をとると。それは当然のことであると思っております。他方で、知事が言われているように、地元の住民の方々の心配や不安というものを解消するために、できる限り住宅地区とか公共施設からレーダーやそういう装置を離したりと

か、さらには遮蔽等に必要な施設を設けたりとか。或いは緩衝地帯を設けるということも、この検討の中で併せてやっていこうと思っております。

(知事)

いずれリスクはゼロではないんですよ。ただ、許容できるリスクかどうか。その許容できるリスク、そこの取り方は非常に。まあ逆に言えば、これがあれば最初に狙われると。そうなれば、例えば基地を守るミサイルをどういう位置づけにするか。例えばSM3ブロックII A、24発分の発射装置、これもまだ運用の段階で分からないでしょ。

(審議官)

なかなか言えない世界です。

(知事)

言えないというよりも、24発あったらみんな24発入っているものだと思ってしまう。自衛官でも、そこが撃破されればどこも守れませんから、自分のところの基地をまず守る。そういうことの装備としてミサイルもちゃんとあるのかどうか。そこは24発あって、誰が見ても数発しかなかったら張り子の虎ですよ。それは逆に言えば、我々からするとそんなものやっても意味ないだろうと。まあ、予算の関係もあると思うが、予算の関係と地元の住民の安全と天秤にかけるわけにいかないでしょ。

(審議官)

そこはしっかりとした予算を確保して、体制を。

(知事)

そういうところを逆に言えば、いろんな情報はいろいろ出てくる。本当かどうかは別として、今の段階では4発しかない。4発でどうやって守るんですか。

(審議官)

それは多分間違った情報だと思いますけれど。

(知事)

まあこれからでしょうけど。いずれある程度、発射装置の数が秘密だったら分かるけれども、発射装置が24発、これは分かるんですよ。すぐ分かる。それで中身が何発かなんて、誰でも別に。

(審議官)

中身をどれだけ持っているかというのは、それはどれだけ戦えるのかという能力を示す話なので、どれだけあるのかというのは言えないことでありまして。

(知事)

24発全部あった方がいいんでしょう。

(審議官)

それはそうです。

(知事)

本当は予備も持っていて、100発くらいあった方がいいんでしょう。

(審議官)

それはどれくらいあるかということを書いてしまうと、手の内を示すことになるので、言えないということです。

(知事)

そもそも反対という人もいるし、いろんな考えがあるんです。ですから、当たり前のことは普通に情報を開示したほうが良いと思うんです。中身は良い悪いというのはあるんでしょうけれども。レーダーのSSR、あれは実機ないですから、日本に。アメリカからデータをもらってシミュレーションやるんでしょうけれども、例えば、良い悪いは別にして、万が一やるとして、それを実機配置した時に例えばもう一回実験を本当にやるのかどうか、そういうところもやっぱり考えた方がいいんですよ。

(審議官)

そこはですね、一般に民間の無線施設の開設の場合もそうなんですけれども、最初はシミュレーションで計算をして出して、それで仮免許をもらって、実際にそれをやる際には、実機でその測定を活かして、それでその免許を出すというやり方をしていますし、我々もこのレーダーについても、今回はその算出についての計算で出しますけれども、実際に配備したあと、それがその数値等になっていくかどうかというのはきちんと測定をして確認をするということです。

(知事)

最低でも1年間、ハードの工事は無いと言ってますから。その間に緊張緩和する方向になったら、これは相当考えなくてはいけません。政府がそれでも強行するとなると、これは非常に非合理的な話なんで、私はそこが一番ミソだと思うんです。我々、自治体的には、歓迎するという話ではないんですから。ただ、政府の国防に関することですから話は聞くべきです。合理的な一定の説明を受けながら我々がこれに対応するという。ただ、前提条件があまりにも離れてしまうと、これは自治体としても、いくら県が良いと言っても、条件が崩れてくると全く別の理由を述べてもらわないと、こういう協議もできないという状況になりますから。決めたことだから強行するということがないよう、そこは新しい大臣にもしっかり伝えていただきたいと思います。

(審議官)

前提条件ということ言えば、北朝鮮情勢はやっぱり、米朝の首脳会談があったり南北の首脳会談があったりとか、一定の進展をしているということは事実でありますけれども、北朝鮮は一方的な非核化には応じられないといったことを主張しておりますし、非核化に向けた意図というのも現時点では不透明であるということです。実際の北朝鮮の核とか、ミサイルの廃棄に向けた具体的な行動というのをどうとっていくかというのをしっかり見極めていく必要があるという風に思っております。その上で、現状について言えば、これまでも説明させていただいておりますけれども、北朝鮮には我が国を射程に収める弾道ミサイルを数百発保有していて、実際に配備されているという状況でありますし、わが国を奇襲的に弾道ミサイル攻撃をする能力を引き続き持っているわけありますので、そういった状況がなくなるということを、たぶん知事は前提が変わったとおっしゃられたと思いますので。その状況が変わるかどうかなどというのはしっかりと見極めていく必要がありますし、それが変わらない限りはですね。

(知事)

装備が5年後に完成する、これを別に持っていきますから、移動は可能ですからね。今の状況でそうなるかどうかこれは分からない。仮にそうなった場合に、例えばアメリカが緊張緩和、アメリカと北朝鮮がそういう良い状況になった時に、日米安保の一方の当事者である日本だけを攻撃するということはないでしょう。これはないと思う。これは相当無理な論理です。何百発持っていてもアメリカと僚友である日本だけを敵にするというのは、安保条約がしっかりと機能しているという限りにおいて、それは現実的にそういう論理は通らないと思う。今、そこまでいってないですけど、ただいづれにしても緊張緩和、日本が一定の状況になった時に、これはやっぱり相当、そもそも論、秋田になるのかは別にして。どこになっても、これは相当防衛省として逆に無駄なんですよ。無駄ということはないけど。これは別の使い方できますから、このレーダーも。これは、私の個人的な意見かもしれないですけど。我々も、国防という大義名分があるからこういう協議に応じるんです。そこが崩れてくるとこれは非常に難しいと思います。これは新しい大臣にしっかりと伝えてください。

(議長)

ちょっと質問させていただきますけれども、今、大体知事がいろんな話をしたわけなんですけど、やはりこの調査結果で、もう問題ないという段階になった上で、24ページにもありますけれども、心理的な負担の軽減というのは非常に難しいところも多いんじゃないかという風にも思いますし、この「保安距離を十分に確保する」とか、あるいは「遮蔽等に必要な施設」とかありますけれども、現在、新屋演習場の敷地面積というのは決まっているわけです。そういう中で、スペースがとれるのかどうか。私は、遮蔽の施設程度で住民の方々に安全・安心を与えられるかっていうと、なかなかそうはいかないんじゃないかって思っているんです。その辺はどう考えていますか。

(審議官)

今後やります調査を、防衛省として分析して検討するわけですが、その中で防衛省としては、こういった形がとれるんじゃないかというものを作ろうと思っております。ただ、それを地元の人達がどう思うのかというのもまた別途あると思いますので、そこはその後説明させていただいた上で、いろいろなやりとりが出てくるのかなと思っています。

(議長)

調査結果というのは、終わった段階で説明があるという話なんですけれども、基本的な話かもしれませんが、イージス艦においては、人体に対する影響の報告はないということの前に伺ったと思うんですが、海と地上とでは環境がずいぶん違うんだらうという風に思うわけです。ですから、そういう意味での変化というのは海と地上ではだいぶ違うわけですよ。

(審議官)

これからやろうとしております電波環境調査においては、電波法施行規則などの法令で定まっているんですけれども、その際にいろんな地形の条件なんかも考慮した形の算出方法になっておりますので、まさにその新屋演習場の周辺の地形を調べた上で、建物ですとか位置関係を調べた上で影響があるかというのを算出するという形になりますので、それはその算出結果としてですね、基準の中に収まっていれば安全だと考えていただいて結構だと思います。

(議長)

3月くらいまで調査を進められて、そのあと説明されるということだったんですけれども、すぐその翌月ということにはおそらくないんだと思いますが、大体その後のスケジュールというのはどうなっていますか。

(審議官)

それはまさに業者に委託している調査結果を我々が受けて、それをまとめて分析して総合的に検討するわけですが、それがどのくらい時間が掛かるかというのは今の段階ではよく分かりませんので、できるだけ準備ができ次第、ご説明させていただこうと思っておりますけれども、いつからというのは今の段階で言うことはなかなか難しい状況でございます。

(議長)

調査結果が安全だし、ここが妥当だというような方向性がもし得られた場合でも、住民の方々の理解がなかなか得られないということは、当然これはあると思うんです。先程申し上げたように心理的な負担だとか、いろんな設置された後の不安だとか、予測し

得ないところも当然あるわけですから、そういう場合にはどうなんですか。

(審議官)

そこはご理解が得られるよう丁寧に一つ一つちゃんとお説明をさせていただくことだと思っています。地元の理解と協力を得られないで仮に防衛施設を作っても、安定的な運用はできませんので。これを安定的な運用をしていこうと思ったら、地元の皆さんの理解と協力を得るとというのが当然不可欠だと思っておりますので、しっかりと説明をさせていただきたいと思っています。

(議長)

そうなった場合でも、強行設置ということがないように、どうかお願いしたいと思います。

(知事)

ポーランドの建築制限は、日本の場合には米軍の場合と違って、自衛隊の場合は国内法だと周辺に建築規制というのはできないでしょう。

(審議官)

法的措置を講じないと。

(知事)

法的根拠がないでしょう。飛行場はあると思うが。

(審議官)

自衛隊の飛行場についても当然、その規制はかかっていると思うのですけど。

(知事)

ミサイル基地は現行法でないのではないか。

(審議官)

はい。他方で、ポーランドについては報道されていますし、我々もアメリカとかポーランド政府やルーマニア政府に聞いた訳ですが、彼らがそういう規制をとっているというのは、イージス・アショアの運用上の制約を将来にわたって最大限低減するという点を踏まえてやっているんだと。従って、彼らの運用構想と我々の運用構想は違いますので、日本は必ずそういった法的な規制をしなければいけないことはないかと米国政府も言っていると、ですから我々もイージス・アショアを設置するに当たって、そういった同じような規制が必要だとは考えておりませんので、現時点では米軍と同じような住民生活とか経済活動に影響を与える規制が必要であるとは考えておりません。

(知事)

地元の風評被害、これをどうするかという。一般的に、地元の理解をある程度得たとしても風評被害というのにはあり得るんですよ。そういった点は市の方も心配していますので。あそこは住宅地ですから。いずれ、どうなるかは別にして、地元の理解が前提であるのであれば、そういう点も考慮しながら説明をした方が良いと思う。地元の理解が100%とまではいかなくとも、多くの理解がないと進まないとしっかり認識していただいた方が良いと思う。そういった中で強行するとなれば、秋田の問題というより国内問題、自衛隊に対する問題が、別の自衛隊のマイナス的なことが出てきますから。これをしっかり政府も考えていただきたい。ましてや、山口もそうでしょう。そこは十分認識して当たってほしいと思う。我々も遠慮無く、地元の理解というのを認識に置きながらいろんな注文をつけますから。注文というか意見を言いますから。そういうことで、いずれ結果が出たらそういうことになりますから。

(審議官)

防衛施設の安定的な運用のためには、地元の理解と協力を欠いてはいけないと思っておりますので、そういう理解が得られるようしっかり対応させていただきたいと思っております。

(知事)

丁寧という言葉は使わない方が良い。丁寧でなくても良い。理にかなった合理的な説明をしていただきたい。

(審議官)

具体的な説明をさせていただこうと思っております。

(知事)

政府は最近、みんなどこに行っても丁寧と言うね。いくら丁寧と言っても一足す一は2なんです。いくら丁寧と言っても一足す一は3にはならない。そういうことで。

(審議官)

今日は、佐竹知事、鶴田議長、秋田県の皆様方、お忙しい中、こういった説明の機会をいただきまして、改めて御礼申し上げたいと思います。防衛省としては、本日いただいたご意見も踏まえながら、地元の皆様の御懸念を払拭できるように住民説明会においてもしっかり説明させていただきたいと思っておりますので、引き続き宜しく願い申しあげます。今日はありがとうございました。

以上